

## 提案第3号

### 特別職の身分の取扱いについて

- 1 新市の職務執行者については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
- 2 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについて、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用する。

なお、法に特別の定めがない場合には、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。

- 3 常勤の特別職(教育長を含む。)に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。
- 4 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。

又は、

- 1 常勤の特別職(教育長を含む。)の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
- 2 常勤の特別職(教育長を含む。)に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。

- 3 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目          調整の内容	<p>1 1 特別職の身分の取扱い</p> <p>【合併の方式が新設合併とされた場合】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 新市の職務執行者については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。</li><li>2 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについて、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用する。 なお、法に特別の定めがない場合には、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。</li><li>3 常勤の特別職（教育長を含む。）に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。</li><li>4 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。</li></ol> <p>【合併の方式が稲沢市への編入合併とされた場合】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 常勤の特別職（教育長を含む。）の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。</li><li>2 常勤の特別職（教育長を含む。）に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。</li><li>3 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。</li></ol>
---	--

【提案理由】

合併に伴って失職する特別職の身分の取扱いを適正に定めるとともに、合併後の体制を速やかに整備するためである。

## 【法令・取扱通知等】

### 地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一之二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- 一之三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

### 地方自治法

第161条

2 市町村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

第168条

2 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

## 地方自治法施行令

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第 152 条 又は第 252 条の 17 の 8 第 1 項 の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

第 4 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第 1 条の 2 の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

（最初の委員の選任等）

第 18 条 市町村の設置があつた場合においては、法第四条 の規定にかかわらず、地方自治法施行令第 1 条の 2 の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第 5 条 の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

（最初の教育長の互選）

第 19 条 市町村の設置があつた場合においては、法第 16 条第 2 項 の規定にかかわらず、最初に法第 4 条 の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第 1 項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第 12 条第 1 項 の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。

## 地方税法

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者の中から選任した者をもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	<p>特別職の職員については、その設置・人数・任期・報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>(常勤の特別職) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 任期は各法令の定めるところによる。 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>(議会議員) 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 両市の議員は合併後2年間を超えない範囲で引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>(行政委員会委員) 行政委員会委員数・任期は、各法令の定めるところによる。 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>(審議会・委員会等の附属機関) 附属機関は、現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>(その他の特別職) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p>
	さいたま市 (13.5.1)	3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。
	宗像市 (15.4.1)	2市町の特別職の身分の取扱いについては、2市町の長が別に協議して定めるものとする。 各種審議会等の附属機関については、新市において当該附属機関のあり方を検討した上で設置する。
	山県市 (15.4.1)	特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。 新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。
編入合併	呉市 (15.4.1)	下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。
	野田市 (15.6.6)	(協議事項としては取り扱っていない)
	新発田市 (15.7.7)	豊浦町の特別職の職員(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。
	田原市 (15.8.20)	赤羽根町の常勤の特別職(教育長を含む)の職員の身分の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
特別職（教育長を含む。）の職員	<p>常勤の職員</p> <p>市長 1人 助役 1人 収入役 1人 教育長 1人</p> <p>助役定数 2人</p> <p>県内32市中助役定数が2人の市（現員）</p> <p>名古屋市（2人） 豊橋市（2人） 岡崎市（2人） 一宮市（2人） 春日井市（1人） 津島市（欠員） 豊田市（2人） 尾西市（1人） 稲沢市（1人） 知多市（1人）</p>	<p>常勤の職員</p> <p>町長 1人 助役 1人 収入役 1人 教育長 1人</p>	<p>常勤の職員</p> <p>町長 1人 助役 1人 収入役 1人 教育長 1人</p>	<p>現特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いは、1市2町の長が協議して定めるものとする。</p> <p>合併時に助役定数を1人とする。</p>
特別職（教育長を含む。）の給与等	<p>給与 給料、調整手当、通勤手当、期末手当</p> <p>給料</p> <p>市長 1,005,000円 助役 829,000円 収入役 736,000円 教育長 721,000円</p> <p>稲沢市特別職報酬等審議会 委員10人</p>	<p>給与 給料、通勤手当、期末手当</p> <p>給料</p> <p>町長 852,000円 助役 680,000円 収入役 644,000円 教育長 644,000円</p> <p>祖父江町特別職報酬等審議会 委員5～10人</p>	<p>給与 給料、通勤手当、期末手当</p> <p>給料</p> <p>町長 820,000円 助役 668,000円 収入役 620,000円 教育長 620,000円</p> <p>平和町特別職報酬等審議会 委員5人</p>	<p>合併時に特別職（教育長を含む。）の給与及び旅費を稲沢市の額とする。</p> <p>新市において、特別職報酬等審議会を設置する。</p>
特別職（教育長を含む。）の退職手当	<p>退職手当の額</p> <p>任期满了時の給料月額×在職年数×支給割合</p> <p>支給割合</p> <p>市長 450/100 助役 300/100 収入役 250/100 教育長 250/100</p> <p>退職手当基金</p> <p>稲沢市退職手当基金を設置</p> <p>積み立てる額は、一般会計予算で定める額とする。</p>	<p>退職手当の額</p> <p>退職時の給料月額×勤続月数×支給割合</p> <p>支給割合</p> <p>町長 45/100 助役 27/100 収入役 24/100 教育長 22/100</p> <p>愛知県市町村職員退職手当組合加入</p>	<p>退職手当の額</p> <p>退職時の給料月額×勤続月数×支給割合</p> <p>支給割合</p> <p>町長 45/100 助役 27/100 収入役 24/100 教育長 22/100</p> <p>愛知県市町村職員退職手当組合加入</p>	<p>退職手当基金の積立てを継続し、退職手当組合を脱退する方向で調整する。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
特別職（非常勤）の報酬等	報酬（条例別表により掲載）	報酬（条例別表により掲載）	報酬（条例別表により掲載）	報酬	合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。
	監査委員	監査委員	監査委員	管理者 年額 97,200円	
	代表監査委員 月額 176,400円			副管理者 年額 88,800円	
	議員のうちから選任された委員	識見を有する者の中から選任された委員 年額 500,000円	識見を有する者	収入役 年額 78,000円	
	月額 20,000円		日額 11,100円	監査委員 年額 240,000円	
	識見を有する者の中から選任された委員 月額 122,700円	議会の議員の中から選任された委員 年額 86,000円	議会 日額 9,500円	監査委員（議会選出） 年額 66,000円	
	教育委員会	教育委員会	教育委員会	公務災害審査委員会委員 日額9,300円	
	委員長 月額 56,500円	委員長 年額 186,300円	委員長 年額 194,400円	賞じゅつ金等審査委員会委員 日額9,300円	
	委員 月額 49,300円	委員 年額 135,200円	委員 年額 127,200円	費用弁償 日額1,500円	
	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	証人等の実費弁償の額	
	委員長 月額 24,700円	委員長 年額 52,400円	委員長 年額 59,400円	日当の額	
	委員 月額 20,000円	委員 年額 45,800円	委員 年額 43,200円	一般職の職員の例による。	
	農業委員会	農業委員会	農業委員会	日当以外の額	
	会長 月額 28,200円	会長 年額 186,300円	会長 年額 194,400円	出頭するための要した旅費の実費	
	会長職務代理者月額 24,700円	会長代理 年額 135,200円			
	委員 月額 22,000円	委員 年額 128,900円	委員 年額 127,200円		
	公平委員会委員 日額 12,500円				
	固定資産評価審査委員会委員 日額 12,500円	固定資産評価審査委員会 委員長 年額 15,500円	固定資産評価審査委員会 委員長 日額 4,700円		
		委員 年額 12,100円	委員 日額 4,100円		
	体育指導委員 年額 40,500円	体育指導委員 年額 16,400円	体育指導委員 年額 33,000円		
	選挙長 回 14,100円	選挙長 日額 10,700円	選挙長 日額 10,700円		
	選挙立会人 回 14,100円	選挙立会人 日額 8,900円	選挙(開票)立会人日額 8,900円		
	投票立会人 回 16,600円	投票立会人 日額 10,800円	投票立会人 日額 10,800円		
開票立会人 回 14,100円	開票立会人 日額 8,900円				
投票管理者 回 16,600円	投票管理者 日額 12,700円	投票管理者 日額 12,700円			
開票管理者 回 14,100円	開票管理者 日額 10,700円	開票管理者 日額 10,700円			
文化財保護審議会委員 年額 32,400円	文化財保護委員 年額 20,300円	文化財保護審議会 会長 年額 16,200円			
		委員 年額 14,400円			
特別職報酬等審議会委員 日額 9,300円	特別職報酬等審議会委員 日額 6,000円	特別職報酬等審議会 会長 日額 7,900円			
		委員 日額 7,500円			
行政情報審査委員会委員 日額 9,300円	情報公開審査委員会委員 日額 6,000円				
防災会議委員 日額 9,300円	防災会議委員 日額 6,000円				



項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
	特別土地保有税審議会委員 日額 9,300円	特別土地保有税審議会委員 日額 6,000円	特別土地保有税審議会 委員長 日額 4,700円 委員 日額 4,100円		
	児童館・児童センター運営委員会 委員 日額 9,300円	児童館運営委員会委員 年額 13,900円			
	国民健康保険運営協議会委員 日額 9,300円	国民健康保険運営協議会 会長 年額 13,900円 委員 年額 12,100円	国民健康保険運営協議会 会長 年額 13,200円 委員 年額 11,400円		
	介護認定審査会委員 日額 20,000円	介護認定審査会委員 日額 20,000円	介護認定審査会 委員 日額 20,000円		
	都市計画審議会委員 日額 9,300円	都市計画審議会委員 年額 13,900円	都市計画審議会 会長 日額 4,700円 委員 日額 4,100円		
	社会教育委員 日額 9,300円	社会教育委員 年額 18,200円	社会教育委員会 委員長 年額 21,000円 委員 年額 16,200円		
	青少年問題協議会委員 日額 9,300円		青少年問題協議会委員 年額 14,400円		
		給食センター運営委員 年額 15,500円	学校給食センター献立委員会 委員長 年額 14,400円 委員 年額 13,200円		
		総合計画審議会委員 年額 13,900円	総合計画審議会 会長 日額 4,700円 委員 日額 4,100円		
	外国人語学講師 年額4,380,000円以内	消防委員 年額 14,700円 農務員 年額1戸当たり 660円			
	市史編さん委員 年額 47,400円	町営住宅管理者 年額 15,500円	区長 1戸当り年額 1,800円		
	少年愛護センター指導員 年額 40,500円	引揚住宅施設長 年額 15,500円 廃棄物減量等推進審議会委員 年額 13,900円	行政改革推進委員会 会長 年額 21,000円 委員 年額 16,200円		
	家庭児童相談員 月額 134,700円	中央図書館協議会委員 年額 15,500円	衛生委員 1戸当たり年額 410円		
	母子自立支援員 月額 126,000円		実行組合長 1戸当たり 840円		
	社会教育指導員 月額 184,700円	温水プール運営協議会委員 年額 15,500円	消費生活モニター 年額 16,200円		
	消費生活相談員 日額 9,300円		消防団長 年額 194,400円 消防副団長 年額 136,800円 消防分団長 年額 106,800円 消防副分団長 年額 91,800円 消防班長 年額 52,800円 消防団員 年額 47,400円 図書館長 月額 480,000円		
	土地区画整理審議会 会長 年額 142,800円 副会長 年額 129,600円 委員 年額 117,900円 評価員 日額 9,300円				
	美術館協議会委員 年額 43,800円				

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
	<p>表彰審査委員会委員 日額 9,300円</p> <p>公務災害審査委員会委員 日額 9,300円</p> <p>個人情報保護制度運営審議会委員 日額 9,300円</p> <p>民生委員推薦会委員 日額 9,300円</p> <p>保健対策推進協議会委員 日額 9,300円</p> <p>予防接種健康被害調査委員会委員 日額 9,300円</p> <p>働く婦人の家運営委員会委員 日額 9,300円</p> <p>環境審議会委員 日額 9,300円</p> <p>廃棄物減量等推進審議会委員 日額 9,300円</p> <p>自転車等駐車対策協議会委員 日額 9,300円</p> <p>交通災害共済審査委員会委員 日額 9,300円</p> <p>通学区域審議会委員 日額 9,300円</p> <p>女性問題懇話会委員 日額 9,300円</p> <p>図書館協議会委員 日額 9,300円</p> <p>その他特別職の職員で非常勤のもの 日額 9,300円</p> <p>備考 1 無投票の場合の選挙長、選挙立 会人の報酬は、規定額の半額と する。 2 投票立会人の立会時間が、当該 立会をした日の投票時間に満 たないときの投票立会人の報酬 は、規定額の半額とする。</p>		<p>心身障害児就学指導委員会 委員長 年額 16,200円 委員 年額 14,400円</p> <p>心身障害児就園指導委員会 委員長 年額 13,200円 委員 年額 11,400円</p> <p>その他特別職の職員で非常勤のもの の会長 日額 4,700円 その他特別職の職員で非常勤のもの の委員 日額 4,100円</p> <p>備考 無投票の場合の選挙長、選挙立 会人の報酬は、日額の2分の1相当 額とする。</p>		

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
議員の報酬等	議員の報酬 議長 月額 560,000円 副議長 月額 508,000円  議員 月額 488,000円	議員の報酬 議長 月額 370,000円 副議長 月額 301,000円 常任委員会委員長(3人) 月額 295,000円 議会運営委員会委員長 月額 295,000円 議員 月額 285,000円	議員の報酬 議長 月額 360,000円 副議長 月額 291,000円 常任委員長 月額 285,000円  議員 月額 275,000円	議員の報酬 議長 年額 70,800円 副議長 年額 68,400円  議員 年額 66,000円	合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。